

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(風水害等：柳川市地域防災計画、ハザードマップ)	
柳川市は、筑後川と矢部川に挟まれ、両河川の下流部～河口部に位置し、市内を沖端川、塩塚川等が流れしており、それぞれ有明海に注いでいることから、大雨、台風時に満潮と重なった場合、昔から多大な水害が発生してきた。特に沖端川、塩塚川への排水地区では、標高が低い土地が多く、このような地区は水はけも悪く、集中豪雨時の内水氾濫で、家屋浸水、農作物冠水等による被害が多い。	
また、柳川地方の風水害履歴をみると、古来より柳川市に被害を与える風水害としては、台風と集中豪雨による建物浸水等が多く、近年は緊急排除水門の増改築、緊急排水ポンプの増設、河川改修及び上流域のダム事業等により、被害が減少したものの、依然として浸水被害等が発生している。	
平成24年7月14日には、九州北部豪雨が発生し、矢部川及び沖端川の堤防が決壊するという昭和28年西日本水害以来の大被害をもたらした。	
柳川市の発展はこれら河川改修とともににあるといつても過言ではなく、柳川市が今も水害と背中合わせに暮らしていることを念頭に置かねばならない。	
(地震災害：柳川市地域防災計画、ハザードマップ)	
福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で大きな被害を経験した。柳川市の被害は、震度5弱で、負傷者5人（調理中の火傷等）、家屋の一部破損多数となっている。	
また、2016年4月16日の平成28年熊本地震（マグニチュード7.3）では、熊本県で最大震度7を観測し、同県を中心に甚大な被害が発生。柳川市の被害は、負傷者3人（物落下によるけがなど）、家屋被害59件（半壊3件、一部損壊56件）で、その後も震度3以上の余震が断続的に発生した。	
史実に知られる限り、柳川市に最も大きい揺れをもたらした地震は、679年の地震である。これは、日本書紀に記述されているもので、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読みとれる。「筑紫地震」とよばれることもあるこの地震は、福岡県が行った活断層調査（1996年「福岡県活断層調査報告書」）によって、うきは市から久留米市北部を東西にのびる「水縄みのう断層系（長さ約26km）」で発生したことが確認された。	
柳川市に被害をもたらしたその他の地震として、1707年「宝永南海地震」、1723年「九州北部地震」、1848年「福岡県柳川地震」、1889年「熊本地震」などがある。	
※J-SHIS 地震ハザードステーションの防災地図によると、柳川市全体における震度5強以上の地震が起こる確率は26%以上、震度6強以上の地震が起こる確率は0.1～3%となっている。	
(津波災害：柳川市地域防災計画、ハザードマップ)	
有明海では、地震に伴う津波はチリ地震に伴う津波が長崎県や鹿児島県の沿岸で記録されている程度である。また、2005年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていない。2011年東北地方太平洋沖地震においても、津波による被害は起こっていない。	
火山活動に伴う地震では、1792年の雲仙火山の眉山大崩壊に伴う津波が発生したことが知られている。島原半島側で約10m、対岸の熊本県側で数十mにも及ぶ津波が発生し、本市沿岸にも数mの津波が及んだ。記録上、本市沿岸での総被害がはっきりしないが、隣の佐賀領では17名の死者、23名の負傷者が出ており、59件の家が流された、という記録がある。	

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症も出現する。こうした感染症の全国的かつ急速なまん延は、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工事業者の状況

柳川市の商工業者総数	3, 124社
柳川市の小規模事業者総数	2, 957社
柳川商工会議所管轄の小規模事業者数	2, 003社 (商工業者数 2, 141社) (2019年9月30日現在独自調査)
柳川市商工会管轄の小規模事業者数	954社 (商工業者数 983社) (2019年9月30日現在独自調査)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	547	542	市内に広く分散している
	製造業	690	664	市内に広く分散している
	卸売業・小売業	830	763	商店街地区等中心部に立地
	飲食・宿泊業	254	242	主に市の中心部に立地している
	サービス業	516	485	主に市の中心部に立地している
	その他	287	261	市内に広く分散している
	計	3,124	2,957	

(3) これまでの取り組み

- 1) 当市の取り組み
 - ・防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
 - ・柳川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 2) 商工会議所・商工会の取り組み
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・福岡県火災共済協同組合等の損害保険の周知と加入促進
 - ・事務局職員内の安否確認用連絡網作成等

II 課題

現状では、緊急時の取組について市・商工会議所・商工会の協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当商工会議所・商工会の経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知

する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会議所・商工会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会議所・商工会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・令和2年に締結した各種災害における相互協力体制等に関する協定書や新型インフルエンザ等対策行動計画について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示 依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・柳川市事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会議所、商工会、柳川市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会議所、商工会と当市で共有する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、柳川市における感染症対策本部設置に基づき当会議所・商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会議所、商工会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害は無い	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当商工会議所、商工会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

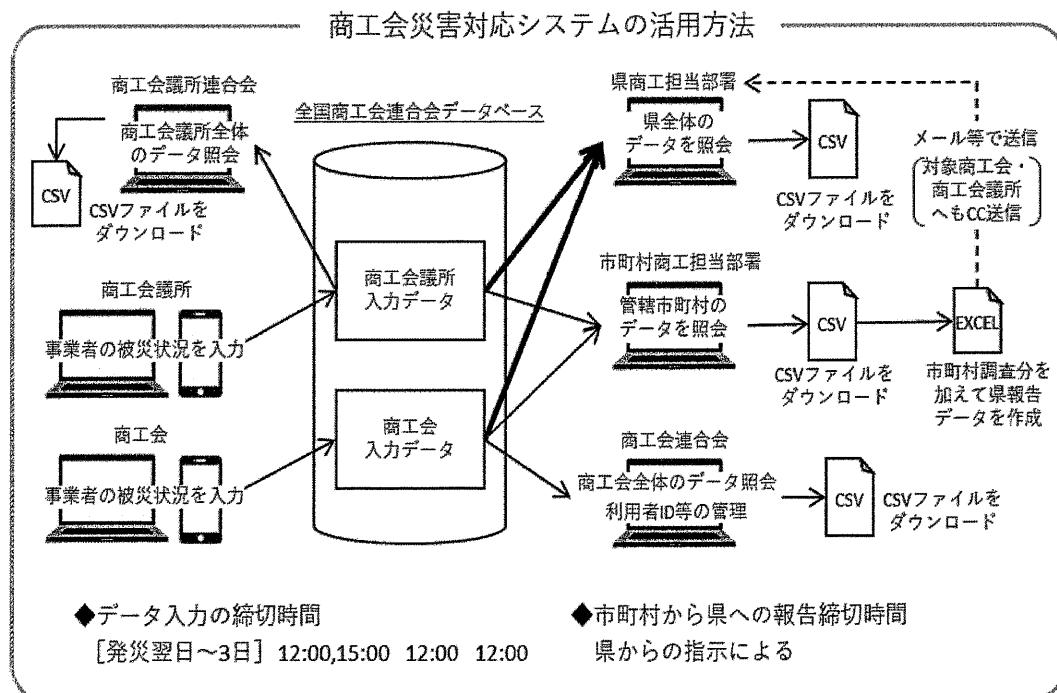
発災後～1日	1日に2回共有する
発災後2～3日	1日に1回共有する
発災後4日以降	災害状況に応じて随時情報共有

- 当市で取りまとめた「柳川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における連絡体制>

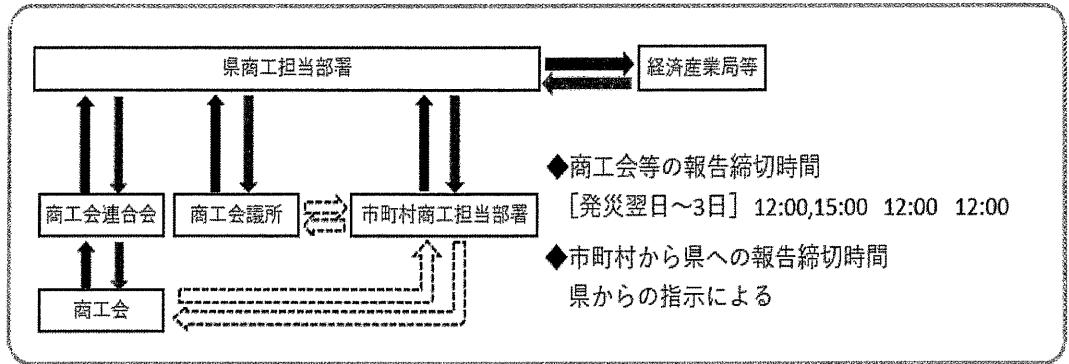
- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 当商工会議所、商工会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当商工会議所、商工会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて、当商工会議所、商工会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会議所、商工会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて、当商工会議所、商工会又は当市より福岡県へ報告する。
- 当商工会議所、商工会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、柳川市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- 報告時間について、当商工会議所、商工会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当商工会議所・商工会は、被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I					
福岡県中小企業振興課経営支援係 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieihiien@pref.fukuoka.lg.jp）】					
令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日					
団体名： 記入担当者：					
被害箇所			被害状況		区分 (倒壊・倒伏・部屋浸水)
所在地	商店街の場合 は商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）
〇〇市〇〇町〇丁目-〇	—	㈱〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ。店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。
1					
2					
3					

※前回までに御報告頂いた箇所は差附せずに、新規情報を追加していくください。
※用紙が足りない場合はコピーしてご用意ください。
※既に御報告を頂いている箇所については、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告お願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、柳川市と相談する（当商工会議所、商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する）。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和3年4月現在)		
(1) 実施体制（商工会議所又は商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所又は商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）		
<p>柳川商工会議所 事務局長</p> <p>経営支援課 法定経営指導員</p>	<p>柳川市 産業経済部 商工・ブランド振興課</p> <p>連携・連絡調整</p> <p>柳川市 商工・企業誘致推進係</p>	<p>柳川市商工会 事務局長</p> <p>経営支援課 法定経営指導員</p>
<p>連携・連絡調整</p>	<p>柳川市 商工・企業誘致推進係</p>	<p>連携・連絡調整</p>
<p>柳川市総務部 総務課安全安心係</p>		
(2) 商工会議所及び商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
①当該経営指導員の氏名、連絡先		
柳川商工会議所 経営指導員 新谷 将史（連絡先は後述（3）①参照） 経営指導員 與田 武文		
柳川市商工会 経営指導員 青木 一幸（連絡先は後述（3）①参照） 経営指導員 高尾 和明		
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う		
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）		
(3) 商工会議所／商工会、関係市町村連絡先		
①商工会議所／商工会 柳川商工会議所 経営支援課 〒832-0045 福岡県柳川市本町 117-2 TEL:0944-73-7000 / FAX:0944-73-3030 E-mail:info@yanagawa-cci.or.jp		

柳川市商工会 経営支援課
〒832-0823 福岡県柳川市三橋町今吉賀 199-1
TEL:0944-73-5400 / FAX:0944-73-0892
E-mail:yanagawa@shokokai.ne.jp

②関係市町村

柳川市産業経済部 商工・ブランド振興課
〒839-0293 福岡県柳川市大和町鷹ノ尾 120 番地
TEL:0944-77-8762 / FAX:0944-76-1170
E-mail:syoushin@city.yanagawa.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	610	610	610	610	610
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	200	200	200	200	200
・防災、感染症対策費	200	200	200	200	200
・協議会運営費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
<p>■福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター ビル8F TEL 092-622-8071</p>
<p>■あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和広 所在地：〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号：092-282-6534</p>
<p>■東京海上日動火災保険株式会社 久留米支社 支社長 小柳 裕之 所在地：〒830-0017 久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル7階 電話番号：0942-33-9239</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>
<p>福岡県火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社と連携し、小規模事業者等の事業継続力強化計画の必要性に関する気運を醸成するよう取り組むとともに、小規模事業者等の事業継続力強化の策定支援を行う。</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>■福岡県火災共済協同組合 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・リスク診断への協力 ・会議、セミナー、相談会での商品説明</p>
<p>■あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知（ハザードマップwebアプリ、損害保険見直し等） ・BCP計画策定支援の実施（「BCPキットくん」によるBCP策定、BCPワークショップ・訓練セミナー等）</p>
<p>■東京海上日動火災保険株式会社 ・各種セミナーの開催（BCP作成方法、リスクファイナンスの考え方、災害保険説明等） ・BCP計画のひな形等の提供、保険の巡回同行</p>
<p>以上の事により小規模事業者等が会議やセミナー・相談会において、専門家のアドバイスを受ける事によって事業継続力強化計画へのより深い認識と実効性を高めていく。</p>

連携体制図等

